

首都圏副業・兼業プロ人材獲得促進業務仕様書

1 事業名

首都圏副業・兼業プロ人材獲得促進事業

2 事業目的

秋田県内企業（以下「県内企業」という。）で働くことや地方での副業・兼業に関心を有する、首都圏等の企業に本業を有するプロフェッショナル人材（以下「副業・兼業人材」という。）に対して、県内企業で働く魅力や県内企業の副業・兼業人材活用の取組をPRするとともに、自社の抱える経営課題を解決したい県内企業と副業・兼業人材とのマッチングの促進を図るイベント（以下「イベント」という。）を開催することで、県内企業の副業・兼業人材活用による地域経済の活性化と、将来的な移住につなげるための関係人口の増加を図る。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

4 委託料の上限

6,564,580円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託事業の内容

（1）イベントの開催

① 首都圏イベント（事前説明会）の開催

ア 開催回数 1回

イ 開催時期

副業・兼業人材が参加しやすい日時であり、かつ、本イベントに案件を提出する企業を選定する期間を確保し、イベント参加企業と副業・兼業人材との契約が業務の委託期間内に成立することを見込んだ時期とすること。具体的な開催日時は、発注者と受託者が協議し決定するものとする。

ウ 所要時間 2時間程度

エ 参加者

a 副業・兼業人材 現地 10名程度 オンライン 40名程度

b 副業・兼業人材ともに参加費は無料とする。

オ 開催方法

オンライン配信と現地参加のハイブリッド開催とすること。「秋田県あきた暮らし・交流拠点センター（愛称：アキタコアベース）」の活用を必ず盛り込むこと。

カ 内容

内容や進行方法は提案によるものとするが、以下は必ず盛り込むこと。

a 秋田県内企業の事業所を会場で行うイベントの概要を説明するとともに、県内企業における副業・兼業人材の活用事例や秋田県の就業環境などの紹介を通じ、県内企業において副業・兼業で活躍する魅力をアピールすること

b 副業・兼業人材を求める県内企業の案件を紹介するとともに、副業・兼業人材が県内企業に興味を持つ内容を盛り込むこと

② 県内イベント（マッチング交流会）の開催

ア 開催回数 1回

イ 開催時期

県内企業や副業・兼業人材が参加しやすい日時であり、かつ、イベント参加企業と副業・兼業人材との契約が業務の委託期間内に成立することを見込んだ時期とすること。具体的な開催日時は、発注者と受託者が協議し決定するものとする。

ウ 所要時間 1泊2日程度

エ 参加者

a 副業・兼業人材を求める県内企業 3社程度

b 副業・兼業人材を活用した実績のある企業 1社

c 副業・兼業人材 15名以内

※ 県内企業、副業・兼業人材ともに参加費は無料とする。

※ 参加する副業・兼業人材は現地集合、現地解散（指定駅および指定空港）とし、県内での移動については受託者が手配すること。

※ 参加する副業・兼業人材に対して、動画に出演する承諾を得るとともに、動画撮影に係わる経費の一部を支給すること。なお、居住地から秋田県内までの移動にかかる経費は対象としない。

オ 開催方法

秋田県内企業を会場とし、現地参加のみの開催とすること。

カ 内容

内容や進行方法は提案によるものとするが、以下は必ず盛り込むこと。

a 副業・兼業人材を活用した県内企業等による副業・兼業人材の活用事例や秋田県の就業環境などの紹介を通じ、県内企業において副業・兼業で活躍する魅力をアピールすること

b 副業・兼業人材を求める県内企業と副業・兼業人材とが、企業の事業所を会場に直接会話できる交流セッションを設けること

c 来秋者には周辺の地理案内や魅力紹介なども実施

③ イベントの企画・運営について

ア 全体

a 受託者はイベントの全体企画、開催に必要な会場設営、運営スタッフの手配、当日の受付、進行管理、実施に係る一切の業務を行うこと

b 司会・講師の手配、議事概要の作成を行うこと

c 参加者に対する案内状等の作成・送付、事前連絡調整等を行うこと

d 会場、装飾、必要となる備品（プロジェクター、立札等）等の手配を行うこと

e 特設ホームページを作成し、イベント情報等の発信や副業・兼業人材の参加応募受付を行うこと

イ 副業・兼業人材の募集

5（3）の広告等を活用し、副業・兼業人材を募集すること

ウ イベント参加企業の経営課題・人材要件の明確化、特設ホームページへの掲載及び人材マッチング支援

a 首都圏イベントで案件を紹介する参加企業は発注者が募集し、受託者が個別ヒアリング等を行い、参加企業の経営課題を整理し、求める人材の要件を明確にする。

b 県内イベントに参加する企業については、発注者と協議により、これまで副業・兼業人材を活用した実績のある企業（事例を発表する企業）のほか、同地域でこれから副業・兼業人材を活用したい企業（3社程度）の選定を行

うことし、個別ヒアリング等を行い、参加企業の経営課題を整理し、求める人材の要件を明確にする。なお、副業・兼業を活用した実績のある企業及び副業・兼業人材を活用したい企業3社程度のうち1社以上は、「ものづくり企業」とすること。

- c a及びbで明確にした要件をイベント開催前に特設ホームページに掲載し(※)、広く副業・兼業人材の参加を募る。

※掲載する内容は、発注者と事前に協議すること

- d イベント参加企業が求める人材要件を満たす副業・兼業人材とのマッチングを支援する。なお、受託者は、イベント参加企業に対して、副業・兼業人材とのマッチングに要する一切の費用(紹介手数料など。企業が副業・兼業人材に支払う報酬等は除く。)の負担を求めないこと。

エ イベント後の参加者アンケートの集計及び効果測定の実施

各イベント終了後、全参加者(参加企業、副業・兼業人材)にアンケート調査(※1)を実施し、イベント終了後1か月以内にアンケート調査の集計及び効果測定・分析結果(※2)を発注者に報告すること

※1 調査項目や手法等は、事前に発注者と協議すること

※2 効果測定・分析を行う内容は、事前に発注者と協議すること

(2) 副業・兼業人材の活用促進につながる動画の作成

- ① 首都圏在住等の人材に対し、本県の副業・兼業をPRするため、5(1)①及び②のイベント内容を紹介するPR動画を作成すること。
- ② 動画は、1分から3分程度のものを1本以上作成すること。

(3) イベントの広告

- ① ウェブのターゲティング広告等を活用し、秋田県や地方で働くことなどに関心を有する副業・兼業人材に対し、県内企業において副業・兼業で活躍する魅力をアピールする広告を実施すること。
- ② 各イベント終了後、広告媒体ごとに実際に何名の副業・兼業人材の参加応募につながったか等について、効果測定・分析(※)を行うこと。
※効果測定・分析を行う内容は、事前に発注者と協議すること。
- ③ 県内企業にイベント参加を呼びかける際に用いるチラシを作成すること。チラシの内容(デザイン、作成部数等)は提案によるものとする。
- ④ その他、イベントのプロモーションに有効な広告について、発注者と協議のうえ行うこと。

6 留意事項

- (1) 企画提案内容に関する基本的な考え方、提案理由を示すこと
- (2) 企画・運営等について具体的に提案すること
- (3) 首都圏イベント及び県内イベントの企画や日程を具体的に提案するとともに、副業・兼業人材を活用した実績のある企業の候補について提案すること
- (4) 提案内容の実施に係る年間スケジュール(予定)を提示すること
- (5) 提案内容に関する経費の内訳を取組ごとに示すこと

7 業務の報告

- (1) 受託者は本事業(再委託をした場合を含む。)が完了したときは、下記事項について記載した本事業の実績報告書・収支精算書・その他発注者が指示する資料等を、令和8年3月10日までに提出すること。

- ① イベント
 - ・事業の概要
 - ・イベントの開催状況（写真画像を含む）
 - ・事業の効果測定結果・分析
 - ・その他必要な事項は、発注者と受託者がその都度協議し決定する。
 - ② イベントの広告
 - ・広告掲載した媒体情報
 - ・広告露出された年月日及びイベントの開催状況（写真画像を含む）等
 - ・事業の効果測定結果・分析
 - ・その他必要な事項は、発注者と受託者がその都度協議し決定する。
 - (2) その他、事業の期間中に発注者が事業の実施状況について報告を求めた場合は、速やかに求めに応じた報告を行うこと。
- 8 その他
- (1) 受託者は本事業（再委託をした場合を含む。）に関する事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、利用したりしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
 - (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適切に行うこと。
 - (3) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
 - (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、秋田県に帰属するものとする。
 - (5) 本事業を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決する。
 - (6) 受託者は本事業のすべてを第三者に再委託してはならない。本事業の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ発注者の承諾を得ること。
 - (7) 受託者は本事業の実施（再委託をした場合を含む。）に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。
 - (8) この仕様書に定めのない事項または業務の遂行に当たり疑義が生じたときは、その都度発注者と協議の上定めるものとする。なお、この仕様書はプロポーザル用であり、契約の締結に際しては、発注者と受託者で内容を別途協議して定める。
 - (9) 上記内容については、発注者と受託者との協議に基づき変更することがある。
 - (10) 新型コロナウイルス感染症やその他の事由により、事業の全部又は一部を中止した場合、委託費用は発注者と受託者が協議の上、変更することがある。